

令和7年度 介護保険料について

1. 賦課の根拠及び納入義務者

介護保険料は、介護保険法及び杵築市介護保険条例の規定により65歳以上の第1号被保険者に対して賦課されます。

2. 賦課期日

4月1日です。令和7年4月から令和8年3月までの間に第1号被保険者の資格を有する月数（資格取得日を含み、資格喪失は前月まで）に応じて賦課されます。

（※65歳到達で第1号被保険者の資格を取得する場合は、誕生日前日が資格取得日となります。1日が誕生日の方は誕生日の前月より保険料が賦課されます。）

3. 保険料の納付方法について

年齢到達や杵築市への転入等により、新たに介護保険に加入された場合、初年度は、普通徴収（納付書での納付または口座振替）になります。

なお、特別徴収（年金からの差し引き）は、公的年金（老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金）を年間18万円以上受給している方が対象となり、市と日本年金機構等の年金支給機関との名簿の照合作業によって行われます。そのため、特別徴収のための手続きは特に必要ありませんが、開始にはおおむね7～12か月程度期間を要します。特別徴収が始まる際（徴収方法の変更時）には、事前に通知いたします。

4. 保 険 料 杵築市の基準額は、月額 **5,950 円**。

年間保険料額＝基準額（5,950円）×基準額に対する割合×12ヵ月
※100円未満切り捨て

（例）第3段階の方の保険料の計算

（※）第3段階の方の基準額に対する割合は0.685となります。

年間保険料額＝5,950円×0.685×12ヵ月＝48,909円

48,909円の100円未満の額を切捨てますので、第3段階の方の年間保険料 **48,900円**となります。



～段階ごとの保険料については、次ページをご参照ください～

○ 段階ごとの保険料は、次のとおりとなります。

区 分	対 象 者	年間保険料
第1段階 (基準額×0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80万円 以下	20,300円
第2段階 (基準額×0.485)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円超 120万円 以下	34,600円
第3段階 (基準額×0.685)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 120万円超	48,900円
第4段階 (基準額×0.85)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 80万円 以下	60,600円
第5段階 (基準額×1.00)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 80万円超	71,400円
第6段階 (基準額×1.20)	・市民税課税かつ合計所得金額 120万円 未満	85,600円
第7段階 (基準額×1.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 120万円以上 210万円 未満	92,800円
第8段階 (基準額×1.50)	・市民税課税かつ合計所得金額 210万円以上 320万円 未満	107,100円
第9段階 (基準額×1.70)	・市民税課税かつ合計所得金額 320万円以上 420万円 未満	121,300円
第10段階 (基準額×1.90)	・市民税課税かつ合計所得金額 420万円以上 520万円 未満	135,600円
第11段階 (基準額×2.10)	・市民税課税かつ合計所得金額 520万円以上 620万円 未満	149,900円
第12段階 (基準額×2.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 620万円以上 720万円 未満	164,200円
第13段階 (基準額×2.40)	・市民税課税かつ合計所得金額 720万円 以上	171,300円

※ 年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計のことです。

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いた所得の合計です。介護保険料の算定には長期譲渡所得および短期譲渡所得（土地の売却等に係る所得）に係る特別控除額を控除した額を用いています。

〈保険料についてのお問い合わせ〉

〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1

杵築市役所 税務課 TEL 0978-62-1805

●保険料の算定について 市民税係 ●保険料の納付について 収納係